

地域芸術文化活動支援事業助成交付要綱

制定 平成20年4月14日

改正 平成21年2月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が芸術文化活動団体（以下「団体」という。）の実施する事業について助成を交付することにより、横浜市における芸術文化活動の活性化と芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における団体とは、芸術文化活動を主たる目的として設立された団体をいう。

2 「公共文化施設」とは、横浜市内の公共施設のうち、文化振興を主な趣旨として設置した施設で、別に定めるものをいう。

(助成対象団体)

第3条 助成の交付の対象とする団体は、主たる活動が市内で行われ、かつ芸術文化の振興に寄与していると認められる団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は対象としない。

- (1) 営利を目的として活動を行っている団体
- (2) 地方自治法の主導により設立された財団法人等

(助成対象となる事業及び経費)

第4条 支援対象となる事業は、団体が広く市民を対象に行う芸術文化活動で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 展覧会、コンサート、舞台公演その他芸術文化活動成果の発表に係る事業
- (2) 研修、制作、練習その他芸術文化の振興に寄与する事業
- (3) その他この要綱の目的に沿った事業

2 助成対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

3 助成対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会場経費支援（会場（リハーサル利用含む）の利用料・付帯設備利用料）
- (2) 広報経費支援（事業の広報のためのチラシ・ポスター等印刷経費、ホームページ制作費（維持管理費は除く）、DM送付代）
- (3) 施工・運搬経費支援（公演等会場への楽器・舞台道具等の運搬経費、展示施工費）

(助成対象とならない事業)

第5条 前条の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象から除外する。

- (1) この要綱による助成のほか、横浜市及び横浜市関係団体から補助金等の交付を受けるもの
- (2) 政治団体又は宗教団体の活動及び政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの
- (3) 主としてチャリティー活動又は営利を目的とするもの
- (4) その他公序良俗に反する等助成対象事業として適当でないと認められるもの
- (5) 公共文化施設を会場とするもの

(助成の期間)

第6条 助成の期間は、原則として、助成を受けようとする事業を行う当該年度内とする。ただし、助成対象事業が年度を超えて行われる場合で、理事長が横浜市の文化振興のため特に必要と認める場合は、第4条第2項の規定に関わらず年度を超えて実施することができる。その場合、年度ごとに申請をして審査を受けなければならない。

2 募集時期及び募集回数は、別に定めることとする。

(助成の申請)

第7条 助成の交付を受けようとするものは、次の第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、地域芸術文化活動支援事業助成交付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。加えて、第4条第3項第1号イに該当する場合は、第4号に定める書類を同様に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体調書（第4号様式）

(助成の決定)

第8条 助成の採否については、次の各号に定める事項等を総合的に勘案して、理事長が決定する。

- (1) 貢献性 横浜市の芸術文化活動の活性化に貢献すると認められること
- (2) 参加性 市民全般を対象とするなど、市民の幅広い参加が見込まれること
- (3) 地域性 横浜らしさを表現する取り組みが認められること

2 前項の決定に際して、理事長は専門家等の意見を聴くことができる。

(助成の額)

第9条 助成の額は、事業経費の2分の1以内、かつ対象経費の範囲内で、予算の範囲内で理事長が決定する。

(審査委員会の設置)

第10条 前2条について理事長に助言をするために、地域芸術文化活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(交付決定通知)

第11条 第8条の規定による助成交付決定は、地域芸術文化活動支援事業助成交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 第8条の規定による助成金を交付しない旨の決定通知は、地域芸術文化活動支援事業助成不交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(助成交付の決定の取消し)

第12条 理事長は、助成を決定した事業又は当該事業を行うものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている助成金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 虚偽等不正な手段により助成を受けようとしたとき又は受けたとき
- (4) 申請者に起因しない理由による場合であっても、活動内容が交付決定条件を明らかに逸脱するなど、申請者に重大な過失があると認められるとき

(実施報告書の提出)

第13条 助成の交付決定を受けたものは、当該事業の終了後1ヶ月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に地域芸術文化活動支援事業実施報告書（第8号様式）（以下「実施報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容 (第9号様式)
- (2) 収支決算書(第10号様式)
- (3) 交付決定を受けた経費の領収書(写)

(助成金額の確定通知)

第14条 助成金額の確定の通知は、事業実施報告書の提出を受けた後に、地域芸術文化活動支援事業助成交付額決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(助成交付の時期)

第15条 助成交付の請求は、前条の通知を受けた後に行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が助成交付決定の範囲内で前金払いを必要と希望し、会場経費において会場利用料があらかじめ請求書などで確認ができるなど理事長が必要であると認めた場合は、第11条の通知があった後に請求をすることができる。

(助成交付の請求)

第16条 前条第1項による助成交付の請求は、地域芸術文化活動支援事業助成請求書(第12号様式)により行わなければならない。

- 2 前条第2項による助成金の請求は、地域芸術文化活動支援事業助成請求書(前金払)(第13号様式)により行わなければならない。また、当該請求に対する通知は地域芸術文化活動支援事業助成(前金払)額決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(調査の実施)

第17条 理事長は、必要があると認めるときは、助成の交付を受けたものに対し、資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第18条 助成を受けたものは、当該事業にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の関係書類等の証拠書類等を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、助成の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の閲覧)

第19条 理事長及び補助を受けたものは、第7条、第11条、第13条及び第14条に定める書類(名簿を除く。)又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、助成を受けたものの個人情報のうち氏名及び住所を除いた部分は閲覧に供しないものとする。

- 2 前項の閲覧を行う期間は、助成交付決定した日から2年間とする。ただし、第13条に定める書類又はその写しについては、当該書類を理事長に提出した日から2年間とする。
- 3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	理 事 長	助成を受けたもの
閲覧場所	財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ	助成を受けたものが指定する場所
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前9時 30分から午後6時15分まで。 休日及び年末年始を除く。	助成を受けたものが指定する時間

(情報公開)

第20条 理事長及び助成を受けたものは、対象活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

2 この要綱は改正し、平成21年2月13日から施行する。